

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等国民年金法に基づく法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格異動等に関する事務 ②国民年金保険料の免除等申請に関する事務 ③国民年金裁定請求に関する事務
③システムの名称	社会保障システム（国民年金システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年 法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表46の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉・国民年金課
②所属長の役職名	障害福祉・国民年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉・国民年金課 住所：京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号：0773-66-1004
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>] 接続しない（入手） [<input type="radio"/>] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・特定個人情報の記載がある報告書（申請書）の進達および保管</p> <p>・個人番号および本人情報が記載された申請書等の廃棄</p> <p>上記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行い、また保管については書棚等で施錠管理しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>特定個人情報を取り扱う基幹システムへのアクセス権限の所有者はID、パスワードを適切に管理し、加えてシステムへのアクセスは生体認証も必要となっており、厳格に管理している。また、アクセス権限が、追加または不要になった場合は、即時、権限の有無を設定している。以上により権限のない者によって不正使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年09月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の31の項 ※主務省令未制定	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
平成28年09月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	障害福祉・国民年金課長 細野 真嗣	障害福祉・国民年金課長 山崎 久夫	事後	
平成28年09月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年09月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等国民年金法に基づく法定受託事務を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格異動等に関する事務 ②国民年金保険料の免除等申請に関する事務 ③国民年金裁定請求に関する事務	国民年金に係る資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告等国民年金法に基づく法定受託事務と協力・連携事務を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①被保険者の資格異動等の届出、申出、申請等に関する事務 ②被保険者の資格記録等の訂正、追加、取消等に関する事務 ③国民年金保険料の納付、免除等に関する届出、申出に関する事務 ④国民年金保険料の免除申請、納付猶予申請、学生納付特例申請に関する事務 ⑤国民年金の給付に関する裁定請求、請求、届出、申出に関する事務 ⑥厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により行う協力・連携事務	事後	
平成29年11月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉・国民年金課長 山崎 久夫	障害福祉・国民年金課長 島田 敦司	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年03月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	国民年金システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	事後	
平成31年03月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉・国民年金課長 島田 敦司	障害福祉・国民年金課長	事後	
平成31年03月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月29日	IV リスク対策	—	(項目を追加)	事後	
令和5年12月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	国民年金システム、団体内統合宛名番号連携システム	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名番号連携システム	社会保障システム（国民年金システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）	事前	
令和7年03月14日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年 法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表46の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	
令和7年03月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日	令和7年2月1日	事後	
令和7年03月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日	令和7年2月1日	事後	
令和7年03月14日	IV リスク対策	—	(項目の追加)	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある報告書（申請書）の進達および保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書等の廃棄 上記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行い、また保管については書棚等で施錠管理しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年03月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年03月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年03月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を取り扱う基幹システムへのアクセス権限の所有者はID、パスワードを適切に管理し、加えてシステムへのアクセスは生体認証も必要となっており、厳格に管理している。また、アクセス権限が、追加または不要になった場合は、即時、権限の有無を設定している。以上により権限のない者によって不正使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	